

美作市障がい者計画（第2次）

(2016～2020年度)

岡山県美作市

美作市障がい者計画（目次）

第1章 基本的な考え方と指針

I 基本的な考え方

| | |
|------------|-----|
| 1 計画の趣旨と目的 | 障 4 |
| 2 計画の性格 | 障 6 |
| 3 計画の位置づけ | 障 6 |
| 4 計画の期間 | 障 6 |
| II 基本方針 | |
| 1 基本理念 | 障 6 |
| 2 基本施策の体系 | 障 8 |
| 3 基本目標 | 障 9 |

第2章 障がいがある人等の状況

| | |
|-----------------------|------|
| 1 美作市の概要 | 障 12 |
| 2 障がいがある人の状況 | |
| (1) 美作市における障がいのある人の現状 | 障 12 |
| (2) 身体障がい者等の状況 | 障 12 |
| (3) 知的障がい者等の状況 | 障 13 |
| (4) 精神障がい者の状況 | 障 14 |
| (5) 難病患者の状況 | 障 15 |

第3章 基本計画

| | |
|---------------------------|------|
| 1 障がい及び障がい者に対する理解の促進 | |
| (1) 啓発・広報活動の推進 | 障 18 |
| (2) 福祉教育の推進 | 障 18 |
| (3) 地域での交流の促進と市民の参加 | 障 19 |
| (4) ボランティア活動の推進 | 障 19 |
| 2 生活支援のための環境づくり | |
| (1) 相談支援体制の充実 | 障 20 |
| (2) 生活を支援するサービスの充実 | 障 20 |
| (3) 地域生活への移行支援 | 障 20 |
| (4) 重度障がい児・者への支援 | 障 20 |
| (5) 情報提供の充実とサービスの質の向上 | 障 21 |
| 3 保健・医療サービスの充実 | |
| (1) 障がいの早期発見 | 障 22 |
| (2) 精神保健・医療施策の推進 | 障 22 |
| (3) 総合的な医療施策・リハビリテーションの充実 | 障 22 |
| (4) 保健・医療・福祉の連携強化 | 障 22 |
| 4 教育の充実、スポーツ・文化芸術活動の振興 | |

| | |
|--------------------------------|------|
| (1) 相談・支援体制の充実 | 障 24 |
| (2) 早期療育の充実 | 障 24 |
| (3) 幼児期等における共に育つ場及び機会の拡充 | 障 24 |
| (4) 学校教育の充実 | 障 24 |
| (5) 特別支援学校の誘致 | 障 24 |
| (6) ユニバーサルデザイン教育の推進 | 障 24 |
| (7) 学校卒業後の多様な進路の確保 | 障 24 |
| (8) スポーツ・文化芸術活動の振興 | 障 25 |
| 5 雇用と就労の充実、経済的自立の支援 | |
| (1) 就労の推進 | 障 26 |
| (2) 障がい者雇用の推進 | 障 26 |
| (3) 就労機会の拡充と賃金工賃水準の引き上げ | 障 26 |
| (4) 福祉的就労の場等の充実 | 障 26 |
| (5) 就業の確保等の総合的な相談機能の充実 | 障 26 |
| 6 生活環境の整備 | |
| (1) 福祉環境整備の促進 | 障 27 |
| (2) 住宅・住環境の整備推進 | 障 27 |
| 7 情報アクセシビリティの向上 | |
| (1) 情報提供の充実 | 障 28 |
| (2) 意思疎通支援の充実 | 障 28 |
| (3) 行政情報のユニバーサルデザイン化の推進 | 障 28 |
| 8 安全・安心対策の推進 | |
| (1) 災害時の避難・救助体制等の充実 | 障 29 |
| (2) 災害時の多様な情報伝達の実施 | 障 29 |
| (3) 防犯教室等による啓発活動の実施 | 障 29 |
| 9 差別の解消及び権利擁護の推進 | |
| (1) 障がいを理由とする差別の解消の推進 | 障 30 |
| (2) 人権・権利を擁護するための仕組みづくり | 障 30 |
| (3) 成年後見制度の周知・普及 | 障 31 |
| (4) 市民後見人の育成支援 | 障 31 |
| 10 行政サービス等における配慮 | |
| (1) 市役所における配慮及び障がい者理解の促進 | 障 32 |
| (2) 選挙における配慮 | 障 32 |

第4章 施策の推進体制

| | |
|----------------------------|------|
| 1 推進体制と連携強化 | 障 32 |
| 2 広報・啓発活動の推進 | 障 32 |
| 3 進捗状況の管理及び評価 | 障 33 |

美作市地域包括ケアシステム構想図（障がい者版） 障 34

第1章 基本的な考え方と指針

I 基本的な考え方

1 計画の趣旨と目的

高齢化の進展や社会環境の変化に伴うストレスの増大などのさまざまな要因により、心身に障がいのある人が年々増加傾向にあり、障がいの重度化、重複化等により、障がい者のニーズも明確化、多様化しています。また、難病^(注1)、発達障がい^(注2)、高次脳機能障がい^(注3)といった様々な障がいへの対応が必要となっています。

国においては、平成18年12月に障害者権利条約が国連で採択されて以降、その批准に向けた以下の国内法の整備が急ピッチで進められてきました。

- ・障害者基本法の改正（平成23年8月）
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の施行（平成25年4月）
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の成立（平成25年6月）
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の改正（平成25年6月）

国内法の整備を背景として、障害者権利条約は、平成25年12月の参議院本会議における条約批准の承認を経て、平成26年1月20日、批准書の提出に至り、我が国は正式に締結国となったところです。

その他にも、障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）の施行（平成24年10月）、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（優先調達推進法）の施行（平成25年4月）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）の改正（平成25年6月）など、障がい者福祉に関する関係諸法令の整備も進められています。また、平成25年4月に施行された障害者総合支援法の附則では、施行後3年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされています。

このように、社会情勢や法制度が大きく変化する中で、国においては、平成25年9月、障害者基本法に基づく新たな第3次障害者基本計画が閣議決定されたところであります。都道府県及び市町村においては、この計画を参考とした障害者基本計画の改定が進められています。

国の新計画の基本理念では、障害者基本法第1条に規定されるように、障がいの有無にかかわらず、国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策の一層の推進を図るものとされており、その基本原則として、①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調の3つを設けた上で、障害者の自立及び社会参加の支

援等のための施策を総合的かつ計画的に展開することとされています。

また、これまで 10 年間であった計画期間は、制度変更や経済社会情勢の変化が激しいことから、平成 25 年度から 29 年度までの概ね 5 年間とされました。

このような中、本市においては、平成19年3月に平成18年度から27 年度までの10年間を計画期間として、「美作市障がい者計画」を策定し、市民の誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会^(注4)」の実現に向け、「ノーマライゼーション^(注5)」、「リハビリテーション^(注6)」、「クリオティ・オブ・ライズ^(注7)」を3つを基本理念として、各種障がい福祉施策を推進してきました。このたび、国の障害者基本計画の策定を踏まえ、本市においても障害者基本法に基づき、ノーマライゼーション社会の実現に向けた取組みをさらに進めるため、平成28年度から32年度までの5年間の障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の指針として美作市障がい者計画(平成28年度～32年度)を策定しました。策定に当たっては、国の第3 次障害者基本計画及び岡山県障害者計画(平成27 年度策定)との整合を図った上で、障がい者等へのニーズ調査等を実施し、地域の実情等を把握し、これらについて計画へ反映させました。

(注1) 難病・・・原因不明、治療未確立、後遺症を残す恐れの少なくない疾病のこと。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を必要とするため、家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。国が医療費の助成を行っている。

(注2) 発達障がい・・・自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されている。

(注3) 高次脳機能障がい・・・一般に、外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等のこと。

(注4) 共生社会・・・障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支えあって共生する社会のこと。

(注5) ノーマライゼーション・・・一般的には障がい児・者や高齢者など社会的に不利益を受けやすい人々が社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来のあるべき姿であるという考え方

(注6) リハビリテーション・・・障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自立を目指す考え方

(注7) クオリティ・オブ・ライフ・・・「生命の質」、「生活の質」、「人生の質」などと訳され、量より質を重視した生活の考え方

2 計画の性格

この計画は、行政や関係団体だけでなく、市民を中心として美作市をあげての「障がい者福祉のまちづくり」の指針として、次のような性格をもっています。

- ① 障害者基本法に規定されている障がい者のための施策について、また発達障害者支援法にある市町村の責務について長期的な視点に立ち、基本的な考え方を示します。
- ② 計画の対象者は、身体障がい児及び身体障がい者（以下「身体障がい者等」という。）、知的障がい児及び知的障がい者（以下「知的障がい者等」という。）、発達障がい児及び発達障がい者（以下「発達障がい者等」という。）、「精神障がい者」及び「難病患者」です。
- ③ この計画を実行しようとする個人及び団体の自主的で積極的な活動を促進する内容とします。

3 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法に定める「市町村障害者計画」であり、国の「第3次障害者基本計画」、「第3期岡山県障害者計画」、「美作市地域福祉計画」との整合性を図りつつ「美作市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「美作市子ども・子育て支援事業計画」等保健福祉関連の個別計画とも連携しながら、本市における障がい福祉施策推進のための指針とします。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成32年度を目標年次とする5ヶ年計画とします。ただし、実施時点における社会情勢、障がい者の実態等に的確に対応していくため、必要に応じて見直しを行うものとします。

II 基本方針

1 基本理念

障がい者施策は、障害者基本法第1条に基づき、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現す

る」ことを目指して講じられる必要があります。

本市が策定する「美作市障がい者計画」は、この考えに沿って、全ての市民が地域の中で夢と希望を持って、いきいきと暮らす「共生社会」の実現に向け、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」、「クオリティ・オブ・ライフ」の3つを基本的理念として、障がい者の自立及び社会参加を促進するため、障がい者が自らの能力を最大限発揮できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を除去するために、市が取り組むべき施策の基本的な方向を定めています。

この基本的理念は、障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるよう合理的な配慮^(注8)を行い、障がい者が必要な支援を受けながら、障がい者でない者と等しく、すべての市民が、美作市に生を受け、美作市で育ち、美作市で人生を終えられて良かったと思えるような、夢と希望を持てる社会を目指し、美作市らしい施策を展開するために策定したものです。

(1) ノーマライゼーション理念

障がいのある一人ひとりをかけがえのない社会の構成員として、その尊厳と権利を尊重し、取り巻いている環境条件を変えることによって、障がいのない人とまったく同等に、地域の中でごく普通の生活をつくり出し、「共に生きる社会」を目指します。

(2) リハビリテーション理念

障がいのある人が身体的、心理的、社会的、職業的、経済的能力を最大限発揮できるよう援助しながら、単に障がいの軽減や回復に向けての医学的側面での援助だけではなく、あらゆる面で不利益や困難を軽減、克服していき、障がい者の生活再編を目指します。

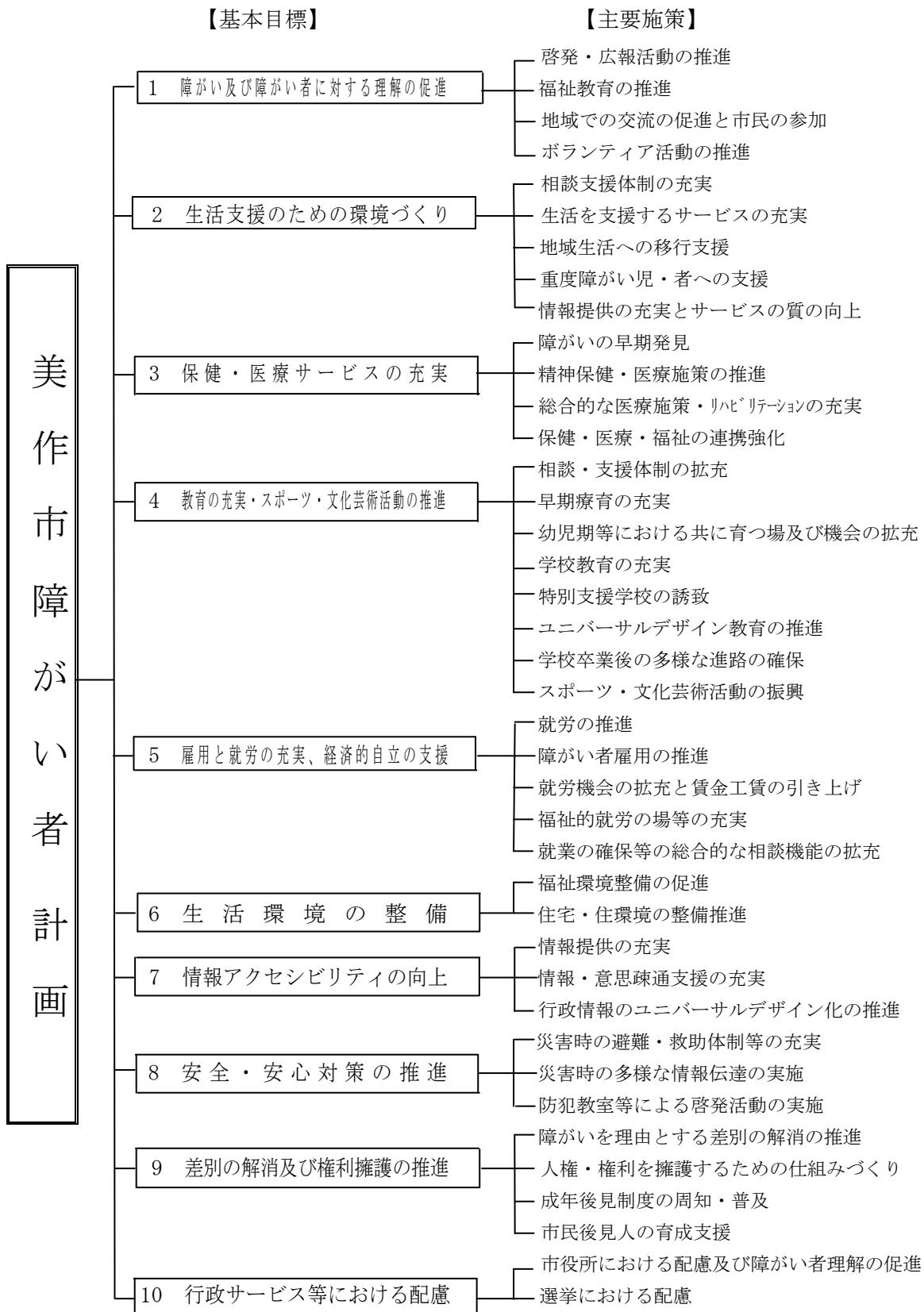
(3) クオリティ・オブ・ライフ理念

障がいのある人がそれぞれのライフステージ^(注9)に応じた役割や社会参加の機会を持ち、その人らしく生き生きとした生活を送り、自己実現を図っていく質の高い豊かな自立した生活を目指します。

(注8) 合理的な配慮・・・障害者権利条約で定義された新たな概念。障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意思の疎通、車イスでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

(注9) ライフステージ・・・人の人生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階。

2 基本施策の体系



3 基本目標

基本理念を具現化するために、10の基本目標と、それに基づく主要施策により、共生社会の実現に向けた障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

1 障がい及び障がい者に対する理解の促進

市民に障がい及び障がい者に対する正しい理解が広く浸透し、障がいのある人もない人も地域活動へ積極的に参加して、日常的なふれあいや交流、ボランティア活動が行われるよう、啓発・広報活動や学校、地域における福祉教育を積極的に推進します。

のことにより、障がいのある人もない人も互いに認め合い、尊重し、支え合いながら暮らすことができる共生社会の実現を目指します。

2 生活支援のための環境づくり

すべての人の人権が尊重されなければならないという考え方に基づいて、障がい者及び障がい児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス^(注10)等の支援の充実を図ります。

のことにより、障がいのある人みんなの社会参加の機会が確保されること、そして、どこで誰と生活するかについての選択ができる共生社会の実現を目指します。

3 保健・医療サービスの充実

障がいの早期発見に努めるとともに、障がい者が身近な地域で保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、適切な対応に努めます。特に、入院中の精神障がい者の退院、地域移行を推進するため、精神障がい者が地域で暮らせる環境の整備に取り組むとともに、難病に関する施策の推進と障がいの原因となる疾病等の予防・治療の充実を図ります。

のことにより、障がいのある人みんなが、医療面等での安心感と満足感を持つことができる共生社会の実現を目指します。

4 教育の充実、スポーツ・文化芸術活動の振興

障がいのある児童生徒が必要な支援のもと、その年齢及び能力、特性に応じた十分な教育を受けることができるように努めます。また、障がい者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境整備等を推進します。

のことにより、障がいのある人みんなが、十分な教育の機会が提供され社会のすべての場面に参加できる共生社会の実現を目指します。

5 雇用と就労の充実、経済的自立の支援

一般就労^(注11)を希望する障がい者にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である障がい者には就労継続支援B型事業所^(注12)等での工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進します。あわせて、経済的負担の軽減等につながるよう、各種支援制度の周知を図ります。

このことにより、障がいのある人みんなが、地域で自立した生活を送ることができる共生社会の実現を目指します。

6 生活環境の整備

障がい者が安心して生活できる住宅の確保や、建築物、公共交通機関等のユニバーサルデザイン^(注13)化、バリアフリー^(注14)化を促進します。

このことにより、障がいのある人みんなの社会参加が促進され、誰もが快適で暮らしやすい生活環境が整った共生社会の実現を目指します。

7 情報アクセシビリティ^(注15)の向上

情報通信の利用しやすさの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等を推進します。

このことにより、障がいのある人みんなが、容易に情報を手に入れたり、伝えたりすることができる共生社会の実現を目指します。

8 安全・安心対策の推進

防災・防犯対策の推進や消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。

このことにより、障がいのある人みんなが、安全・安心な地域社会の中で生活することができる共生社会の実現を目指します。

9 差別の解消及び権利擁護^(注16)の推進

障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別の解消に取り組むとともに、障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待の防止等の障がい者の権利擁護のための取組みを推進します。

このことにより、すべての市民が障がいがあってもなくてもわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、一人ひとりを大切にする共生社会の実現を目指します。

10 行政サービス等における配慮

市職員等の障がい者理解の促進を図るとともに、障がい者がその権利を円滑に行使することができるよう、選挙等における配慮を行います。

このことにより、障がいのある人みんなが、行政機関等による適切な配慮を受けることができる共生社会の実現を目指します。

- (注10) 障害福祉サービス・・・個々の障がいのある人々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会的活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われるサービスのこと。
- (注11) 一般就労・・・民間企業等で、労働基準法や最低賃金法に基づく雇用関係により働くこと。
- (注12) 就労継続支援B型事業所・・・一般企業などで働くことの難しい障がいのある人が、事業所等で働きながら、知識や能力を身につけるための実習や、雇用契約を結ばずに働く事業所のこと。
- (注13) ユニバーサルデザイン・・・バリアフリーは、障がいによりもたらせるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、文化・国籍・言語にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。
- (注14) バリアフリー・・・障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは住宅建築用語。段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いですが、障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられている。
- (注15) 情報アクセシビリティ・・・年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも情報に簡単にたどり着け、利用できること。
- (注16) 権利擁護・・・生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけではなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組み。

第2章 障がいがある人等の状況

1 美作市の概要

本市は、岡山県の北東部に位置し、北は鳥取県と、東は兵庫県と接しています。市の北部には県内で最も標高の高い後山（1,345m）がそびえ、氷ノ山後山那岐山国定公園に指定されている中国山地が広がっています。市のほぼ中央には、北方向に吉井川の源流である吉野川と梶並川が貫流し、南部は、標高約50～500mの丘陵台地となっています。市の総面積は、429.19km²でそのうち約8割が山林及び原野で覆われています。

美作市はこのような豊かな山々の緑と清らかな川の流れなど、美しい自然と景観に恵まれています。

国勢調査による人口推移は平成17年では32,479人ですが、平成22年では30,498人になり1,981人（6.1%）減少しています。

2 障がいがある人の状況

(1) 美作市における障がいのある人の現状

本市の障がいのある人の数は、平成27年3月31日現在、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者）の合計は、2,121人となっています。

また、自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数は、316人、難病患者のうち特定疾患医療受給者証所持者の数は、282人となっています。

○障がいのある人の状況

（平成27年3月31日現在）

| 区分 | 身体障がいのある人 | 知的障がいのある人 | 精神障がいのある人 | | 難病患者 |
|--------|---------------|------------|-------------------|------------------------|------------------|
| | 身体障害者手帳所持者（人） | 療育手帳所持者（人） | 精神障害者保健福祉手帳所持者（人） | 自立支援医療（精神通院）受給者証所持者（人） | 特定疾患医療受給者証所持者（人） |
| | 1,720 | 300 | 101 | 316 | 282 |
| 手帳所持者計 | 2,121 | | | | |

(2) 身体障がい者等の状況

身体障害者手帳を所持している人は、平成27年3月31日現在、1,720人となっており、9年前（平成17年度）に比べ387人（18.4%）減少しています。

等級別にみると、1・2級の人が21.9%減少、3・4級の人が8.6%減少、5・6級の人が29.6%減少しており、5・6級の人の減少率が最も高くなっています。

障がい区分ごとにみると、内部障がいのある人が増減なしとなっており、全体に占める割合が23.1%から28.3%へ増加しています。一方、視覚、聴覚・平衡

機能、音声・言語障がいのある人は、大きく減少しています。

年齢別にみると、どの年代も減少していますが、65歳以上の人の全体に占める割合が、76.1%から79.8%へ増加しています。

○身体障害者手帳所持者の等級別状況

(各年度3月31日現在)

| 区分 | 平成17年度 | | 平成26度 | | |
|----|--------|--------|-------|--------|----------|
| | (人) | 構成比(%) | (人) | 構成比(%) | H17対比(%) |
| 1級 | 508 | 24.1 | 416 | 24.2 | △18.1 |
| 2級 | 344 | 16.3 | 249 | 14.5 | △27.6 |
| 3級 | 302 | 14.3 | 295 | 17.2 | △2.3 |
| 4級 | 514 | 24.4 | 451 | 26.2 | △12.3 |
| 5級 | 207 | 9.8 | 128 | 7.4 | △38.2 |
| 6級 | 232 | 11.0 | 181 | 10.5 | △22.0 |
| 合計 | 2,107 | 100.0 | 1,720 | 100.0 | △18.4 |

○身体障害者手帳所持者の障がい区分別状況

(各年度3月31日現在)

| 区分 | 平成17年度 | | 平成26度 | | |
|---------|--------|--------|-------|--------|----------|
| | (人) | 構成比(%) | (人) | 構成比(%) | H17対比(%) |
| 視覚 | 177 | 8.4 | 116 | 6.7 | △34.5 |
| 聴覚・平衡機能 | 230 | 10.9 | 160 | 9.3 | △30.4 |
| 音声・言語 | 23 | 1.1 | 16 | 0.9 | △30.4 |
| 肢体不自由 | 1,191 | 56.5 | 942 | 54.8 | △20.9 |
| 内部障がい | 486 | 23.1 | 486 | 28.3 | 0 |
| 合計 | 2,107 | 100.0 | 1,720 | 100.0 | △18.4 |

○身体障害者手帳所持者の年齢別状況

(各年度3月31日現在)

| 区分 | 平成17年度 | | 平成26度 | | |
|------------|--------|--------|-------|--------|----------|
| | (人) | 構成比(%) | (人) | 構成比(%) | H17対比(%) |
| 18歳未満 | 27 | 1.3 | 16 | 0.9 | △40.7 |
| 18歳以上65歳未満 | 476 | 22.6 | 332 | 19.3 | △30.3 |
| 65歳以上 | 1,604 | 76.1 | 1,372 | 79.8 | △14.5 |
| 合計 | 2,107 | 100.0 | 1,720 | 100.0 | △18.4 |

(3) 知的障がい者等の状況

療育手帳を所持している人は、平成27年3月31日現在、300人となっており、9年前（平成17年度）に比べ、93人（44.9%）増加しています。

等級別にみると、療育手帳B（中・軽度）の人の占める割合が65.7%となっており、人数も9年前（平成17年度）に比べて60.2%増加しています。また、療育手帳A（重度）の人も22.6%増加しています。

年齢別にみると、18歳未満の人は62人で、全体に占める割合は20.7%ですが、21人（51.2%）増加しており、18歳以上の人の伸びに比べ、増加割合が高くなっています。

○療育手帳所持者の等級別状況 (各年度3月31日現在)

| 区分 | 平成17年度 | | 平成26度 | | |
|-----|--------|--------|-------|--------|----------|
| | (人) | 構成比(%) | (人) | 構成比(%) | H17対比(%) |
| A | 84 | 40.6 | 103 | 34.3 | 22.6 |
| B | 123 | 59.4 | 197 | 65.7 | 60.2 |
| 合 計 | 207 | 100.0 | 300 | 100.0 | 44.9 |

○療育手帳所持者の年齢別状況 (各年度3月31日現在)

| 区分 | 平成17年度 | | 平成26度 | | |
|------------|--------|--------|-------|--------|----------|
| | (人) | 構成比(%) | (人) | 構成比(%) | H17対比(%) |
| 18歳未満 | 41 | 19.8 | 62 | 20.7 | 51.2 |
| 18歳以上65歳未満 | 142 | 68.6 | 204 | 68.0 | 43.7 |
| 65歳以上 | 24 | 11.6 | 34 | 11.3 | 41.7 |
| 合 計 | 207 | 100.0 | 300 | 100.0 | 44.9 |

(4) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳を所持している人は、平成27年3月31日現在、101人となっており、9年前（平成17年度）に比べ、41人（68.3%）増加しています。

等級別にみると、2級の占める割合が69.3%となっており、9年前に比べると31人（79.5%）増加しています。

自立支援医療（精神通院）受給者証を所持している人は、平成27年3月31日現在、316人となっており、9年前に比べ、67人（26.9%）増加しています。

なお、発達障がいのある人については、平成22年12月障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）の改正により、精神障がいのある方に位置づけられ、法に基づくサービス等の対象となることが明確化されました。（発達障がいのある方には、固有の手帳制度や包括的な調査等がないことから、正確な実態は把握できていませんが、精神障害者保健福祉手帳を所持している人や自立支援医療（精神通院）受給者証を所持している人の内には、発達障がいのある人が含まれます。）

○精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別状況 (各年度3月31日現在)

| 区分 | 平成17年度 | | 平成26度 | | |
|----|--------|--------|-------|--------|----------|
| | (人) | 構成比(%) | (人) | 構成比(%) | H17対比(%) |
| 1級 | 11 | 18.3 | 15 | 14.9 | 36.4 |
| 2級 | 39 | 65.0 | 70 | 69.3 | 79.5 |
| 3級 | 10 | 16.7 | 16 | 15.8 | 60.0 |
| 合計 | 60 | 100.0 | 101 | 100.0 | 68.3 |

○自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者の年齢別状況

(各年度3月31日現在)

| 区分 | 平成17年度 | | 平成26度 | | |
|------------|--------|--------|-------|--------|----------|
| | (人) | 構成比(%) | (人) | 構成比(%) | H17対比(%) |
| 20歳未満 | 5 | 2.0 | 16 | 5.1 | 220.0 |
| 20歳以上65歳未満 | 195 | 78.3 | 259 | 81.9 | 32.8 |
| 65歳以上 | 49 | 19.7 | 41 | 13.0 | △16.3 |
| 合計 | 249 | 100.0 | 316 | 100.0 | 26.9 |

○自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者の疾病別状況

(平成27年3月31日現在)

| 疾病名 | (人) | 構成比(%) |
|---------------------------|-----|--------|
| 症状性を含む器質性精神障害 | 2 | 0.6 |
| 精神作用物質使用による精神及び行動の障害 | 12 | 3.8 |
| 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害 | 133 | 42.1 |
| 気分障害 | 90 | 28.5 |
| 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害 | 33 | 10.4 |
| 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群 | 1 | 0.3 |
| 成人の人格及び行動の障害 | 1 | 0.3 |
| 知的障害（精神停滞） | 8 | 2.5 |
| 心理的発達の障害 | 14 | 19.7 |
| 小児期および青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 | 2 | 0.6 |
| てんかん | 20 | 6.3 |
| 合計 | 316 | 100.0 |

(5) 難病患者の状況

難病は平成26年12月31日まで、特定疾患治療研究事業として、56疾患を対象として「特定疾患医療受給者証」を交付していました。

なお、平成27年1月から、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく

新たな制度が始まり、対象疾病が 56 から 110 に拡大され、特定難病患者には「特定医療費（指定難病）受給者証」が交付されています。また、平成 27 年 7 月より 306 にさらに拡大されました。（障害者総合支援法における対象疾病は、平成 27 年 7 月より 332 に拡大されました。）

市内の特定疾患医療受給者証及び特定医療費（指定難病）受給者証を所持されている人は 271 人、小児慢性特定疾患医療給付受給者は 11 人です。

○特定疾患医療受給者証及び特定医療費（指定難病）受給者証所持者の主な疾患別状況
(各年度 3 月 31 日現在)

| 疾患名 | 平成 17 年度 | 平成 26 度 | |
|-----------------|----------|---------|------------|
| | (人) | (人) | H17 対比 (%) |
| パーキンソン病関連疾患 | 20 | 38 | 90.0 |
| 潰瘍性大腸炎 | 19 | 28 | 47.4 |
| 特発性拡張型心筋症 | 19 | 25 | 31.6 |
| 全身性エリテマトーデス | 17 | 16 | △5.9 |
| 強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎 | 14 | 13 | △7.1 |
| 後縫靭帯骨化症 | 12 | 15 | 25.0 |
| 重症筋無力症 | 7 | 8 | 14.3 |
| クローン病 | 6 | 10 | 66.7 |
| 特発性大腿骨頭壊死症 | 6 | 4 | 33.3 |
| サルコイドーシス | | 11 | |
| 脊髄小脳変性症 | | 11 | |
| 特発性血小板減少性紫斑病 | | 9 | |
| その他 | | 83 | |
| 合 計 | 178 | 271 | 52.2 |

○平成 27 年 1 月から新たに追加指定された疾患名・人数（市内関係分のみ）
(平成 27 年 3 月 31 日現在)

| 疾 病 名 | (人) |
|--------|-----|
| 成人スチル病 | 1 |
| 多発性囊胞腎 | 3 |
| 合 計 | 4 |

○小児慢性特定疾患治療研究事業受給者の認定状況

(各年度 3 月 31 日現在)

| 疾患名 | 平成 17 年度 | 平成 26 度 | |
|----------|----------|---------|------------|
| | (人) | (人) | H17 対比 (%) |
| 悪性新生物 | 5 | 2 | △60.0 |
| 内分泌疾患 | 5 | 5 | 0.0 |
| 糖尿病 | 3 | 0 | — |
| 慢性腎疾患 | 1 | 1 | 0.0 |
| 慢性心疾患 | 1 | 0 | — |
| 血友病等血液疾患 | 1 | 0 | — |
| 神経・筋疾患 | 1 | 3 | 200.0 |
| 合 計 | 17 | 11 | △35.3 |

第3章 基本計画

1 障がい及び障がい者に対する理解の促進

市民に障がい及び障がい者に対する正しい理解が広く浸透し、障がいのある人もない人も地域活動へ積極的に参加して、日常的なふれあいや交流、ボランティア活動が行われるよう、啓発・広報活動や学校、地域における福祉教育を積極的に推進します。

のことにより、障がいのある人もない人も互いに認め合い、尊重し、支え合いながら暮らすことができる共生社会の実現を目指します。

【現状と課題】

基本理念で掲げた「共生社会」の実現を図るために、障がいや障がい者について社会全体の関心と理解を深めて行くことが必要です。また、障がいのある人に対する思いやりや助け合いの気持ちを持つ心豊な人づくりを進めていくことも大切です。

このため、市民に障がい及び障がい者に対する正しい理解が広く浸透するよう、啓発・広報活動や学校、地域における福祉教育を積極的に推進するとともに、障がいのある人もない人も地域社会へ積極的に参加して、日常的なふれあいや交流、様々なボランティア活動が行われるような仕組みを構築していくことが重要です。

【主要施策】

(1) 啓発・広報活動の推進

- 市民に障がい者に対する正しい理解が広く浸透するよう、引き続き様々な取組を積極的に推進します。また、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、盲ろう等について、その障がい特性や必要な配慮等に関する理解を促進します。
- 市の広報誌、ホームページ、美作市CATVみまちやんネル等各種媒体を通じて、障がい福祉に関する市民理解のための広報活動を推進します。
- 「障害者週間」を中心として、街頭キャンペーンや各種行事の展開により、積極的に市民の理解を促進します。

(2) 福祉教育の推進

- 障がいのある子どもと、障がいのない子どもや地域の人々が交流及び共同学習を行い、互いの違いを認め合い、尊重し合う心を育てる教育を推進します。
- 地域住民の障がいへの理解を深めるため、障害福祉サービス事業所等による障がいに関する理解を深める研修会や障がいのある人ととの交流会等の

事業を推進します。

- 研修会等を通じて、基本的人権を尊重し、偏見や差別をなくすための人権教育の推進に努めます。

(3) 地域での交流の促進と市民の参加

- 市、各種団体、地域等が行う文化活動、スポーツ大会、レクリエーション等の各種行事を通じて、交流・ふれあいを促進します。
- 商店街の空き店舗等を利用し、高齢者・障がい者等の交流施設として活用し、買い物客や観光客等との交流・ふれあいを促進します。
- 市や社会福祉協議会等が地域で開催する障がい福祉に関する各種大会、講座や福祉教育を通じて地域住民の福祉意識の向上を図ります。

(4) ボランティア活動の推進

- 地域のニーズに応じたボランティア要請を行うとともに、市民のボランティア活動への理解と参加を促進します。
- 社会福祉協議会・ボランティアセンターのコーディネート機能を充実し、ボランティア・N P O^(注17) 団体とのネットワークや協働事業を推進します。
- ボランティア・サポーターの養成、配置を図るなど、身近な地域でのボランティア活動が行えるよう支援体制を強化します。

(注 17) N P O・・・法人格を持った民間の非営利組織団体。

2 生活支援のための環境づくり

すべての人の人権が尊重されなければならないという考え方に基づいて、障がい者及び障がい児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の支援の充実を図ります。

このことにより、障がいのある人みんなの社会参加の機会が確保されること、そして、どこで誰と生活するかについての選択ができる共生社会の実現を目指します。

【現状と課題】

障がい者及び障がい児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むためには、必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けながら、障がい者が自ら居住する場所を選択できる環境を整えることが大切です。また、本人の意向を尊重した上で、施設入所者や退院可能な精神障がい者を地域生活へと移行できる環境を整えることも求められており、相談支援体制の整備や住宅、グループホームなどの生活の場の確保と質の向上等が課題となっています。

こうした環境を整えていくためには、相談支援体制や生活支援サービスの充実、地域生活への移行支援、重度障がい児・者への支援、情報提供の充実とサービスの質の向上など、単一のサービス提供ではなく複合的な利用者本位のサービス提供体制の仕組みを構築していくことが重要です。

【主要施策】

(1) 相談支援体制の充実

- 障がいのある人の支援に関わる福祉担当や保健師等の市職員及び幼稚園、保育園、小・中学校及び高等学校の教職員の対応力を高めるとともに、障がいに対する理解を深め、連携を強化することにより相談しやすい環境づくりを進めます。
- 障がいのある人が、住み慣れた地域、家庭で、個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活が営むことができるよう、市役所や保健所だけでなく身近なところで相談や支援ができる体制の整備を推進します。
- 障がい者による相談活動などの取組みを支援するなど、障がい者がより相談しやすい環境づくりを進めます。

(2) 生活を支援するサービスの充実

- 障がい者が住み慣れた地域で生活し、さまざまな分野でいきいきと活動できるようにすること及び必要なサービスや医療ケアを適切に受けることができるようによることを目的とした日常生活を支援する在宅サービスの充実を目指します。
- 障がい者の社会参加をより円滑にするために、外出支援策を推進します。
- 地域でいきいきとした生活が送ることができ、社会参加や社会活動を促進するため、さまざまな日中活動の場の充実を図ります。
- 一般就労を促進するとともに、自立した生活基盤の確保や働くことの生きがいにつながる福祉的就労の場等の充実を図ります。
- 障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる住まいや生活の場の確保を図ります。
- 地域での安定的な生活を送れるよう、各種手当の支給や医療費の助成等を行います。

(3) 地域生活への移行支援

- 施設入所者や退院可能な精神障がい者等が、本人の希望に沿って円滑に地域生活に移行するための支援を行います。

(4) 重度障がい児・者への支援

- 重度の障がい児・者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障がい福祉サービス等の支援の充実を図るとともに、住まいの場の確保に努

めます。

(5) 情報提供の充実とサービスの質の向上

- 障がい者自身が自分に合った事業者やサービス内容を適切に選べるよう、わかりやすい情報提供に努めるとともにサービスの質の向上を図ります。
- 障がい福祉サービスに従事する人材の育成と質的向上のため事業所等の人材育成を支援します。

3 保健・医療サービスの充実

障がいの早期発見に努めるとともに、障がい者が身近な地域で保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、適切な対応に努めます。特に、入院中の精神障がい者の退院、地域移行を推進するため、精神障がい者が地域で暮らせる環境の整備に取り組むとともに、難病に関する施策の推進と障がいの原因となる疾病等の予防・治療の充実を図ります。

このことにより、障がいのある人みんなが、医療面等での安心感と満足感を持つことができる共生社会の実現を目指します。

【現状と課題】

障がいを早期に発見し、重症化しないようにするためにには、健康診査の実施や気軽に相談でき、早期に療育を受けられる体制が必要です。

このため本市では乳幼児健康診査等を行うとともに、近年は発達相談関係の利用者が増えてきており、今後は関係機関等との連携のもとで障がいの早期発見・早期療育が可能となるような体制整備がよりいっそう求められています。

20歳以上での障害の原因としては、交通事故などによるけがのほか、生活習慣病が原因であることも多いことから、「美作市健康増進・食育推進計画（いきいき にこにこ 夢プラン）」により、市民の健康づくりを支援しています。精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加も顕著であることから、正しい知識の普及によるこころの健康づくりの推進など、精神保健・医療施策のさらなる充実が必要です。

難病については、誰でも発症する可能性があり、発症した場合、原因不明で治療法も確立されていないことから、精神的にも経済的にも大きな負担となります。これらの方々の不安の軽減を図るために相談・支援を行うとともに、患者への保健・医療・福祉施策のさらなる充実が求められています。

主として高次脳機能障害等の医学的リハビリテーションによる機能の維持、回復が期待される障がいのある人に対しては、相談から医療・訓練指導を経て社会復帰にいたるまでの一貫したリハビリテーションの提供が必要です。今後も、リハビリテーションの専門性のさらなる向上と関係機関との連携強化等の取組み

が求められています。

【主要施策】

(1) 障がいの早期発見

- 障がいの早期発見を推進するために、乳幼児健康診査による障がいの早期発見体制や小児・周産期医療体制の充実を図ります。また、障がい児の育児にかかる相談体制を充実するとともに、療育機関等の関係機関との連携強化を促進します。
- 幼稚園や保育園の職員の対応力を高めるとともに、子どもの育ちの支援を進めつつ、障がいに対する理解促進や相談体制の連携強化を推進します。
- 障がい児相談支援事業の拡充に努めるとともに、児童の個々の状況に応じた療育支援ができるように努めます。
- がん等の生活習慣病の早期発見・早期治療を図るため、各種健診(がん検診など) や健康教育、健康相談の実施に努めます。

(2) 精神保健・医療施策の推進

- 精神障がいに対する正しい理解を促進するために、講演会や刊行物の配布などの広報を通して、普及啓発に努めます。また、うつ病などの早期発見と早期受診は自殺対策の観点からも重要であり、市民への普及啓発のほか、精神科医療機関と他の医療機関との連携を推進します。
- 保健所、医療機関、地域活動支援センター^(注18)、相談支援事業者^(注19)など関係機関同士の連携を進め、未受診・治療中断者などきめ細かい支援が必要な方に対応できる体制づくりを進めます。また、ひきこもり状態にある人や家族への支援策のさらなる充実について検討します。
- 地域活動支援センター等による利用者への日常的な関わりや休日・夜間の対応など、精神障がい者が地域で安心して暮らせるよう、関係機関と連携した支援体制づくりを進めます。
- 受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者の退院と社会復帰を促進するため、地域移行支援^(注20)・地域定着支援^(注21)の利用を促進します。

(3) 総合的な医療施策・リハビリテーションの充実

- 障がい者が、身近な場所でいつでも必要かつ適切な医療の提供が受けられるよう、個々の状況に応じた適切な対応に努めます。
- 自立した地域生活や職場復帰、社会復帰に向け、適切なリハビリテーションに取り組めるよう、自立訓練等の機能訓練を促進します。

(4) 保健・医療・福祉の連携強化

- 障害者総合支援法の施行により、難病患者等を含め支援を必要とする方が安心して生活を送ることができるよう、関係機関の連携強化を図り、切

れ目のないサービスが提供できる体制づくりを進めます。

- (注18) 地域活動支援センター・・・創造的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設。
- (注19) 相談支援事業者・・・障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むように相談支援事業を実施している者。
- (注20) 地域移行支援・・・入所施設に入所している障がい者、または精神科病院に入院している精神障がい者が、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行うサービス。
- (注21) 地域定着支援・・・居宅において単身等の状況において生活する障がい者等に、連絡体制を確保し、障がいの特性による緊急の事態等において相談その他の便宜を供与するサービス。

4 教育の充実・スポーツ・文化芸術活動の振興

障がいのある児童生徒が必要な支援のもと、その年齢及び能力、特性に応じた十分な教育を受けることができるよう努めます。また、2020年東京で開催されるパラリンピックを見据え、障がい者スポーツを普及するとともに、芸術活動を通じで幸福で豊かな生活を営めるよう、環境整備等を推進します。

このことにより、障がいのある人みんなが、十分な教育の機会が提供され社会のすべての場面に参加できる共生社会の実現を目指します。

【現状と課題】

「児童福祉法」の改正（平成24年4月）により事業が再編され、身近な地域で支援が受けられる療育体制の構築が求められています。健康づくり推進課や相談支援事業所が障がいの早期発見・早期療育を目的として、主に就学前児童の発達相談や療育を行っていますが、相談を希望する児童数が増加しています。また、自閉症などの発達障がいを有する障がい児も増加しており、相談支援や必要な情報の発信、普及・啓発等が求められています。本市内の義務教育段階の障がいのある児童生徒は、平成27年度は15人が特別支援学校^(注22)で、123人が市立の小・中学校の特別支援学級^(注23)で教育を受けており、障がいの種別や程度に応じた学級の整備に努めています。特に特別支援学校は市内ではなく、支援の必要な児童生徒たちは、長距離通学や寄宿舎での生活を余儀なくされています。長距離通学、寄宿舎生活ができないため、特別支援学校に通うことができない児童生徒もあります。一人ひとりの障がいの状態に応じた教育環境の整備が求められています。

また、障がい児・者がさまざまなスポーツや文化活動に参加でき、生活の質を高めてもらえるような環境整備も求められています。

【主要施策】

- (1) 相談・支援体制の拡充
 - 就学前、就学期、卒業後などライフステージのあらゆる段階を通じて一貫した相談支援体制の充実を図ります。
 - 学齢期における共に学ぶ環境づくりを進めます。
 - 障がい者の社会参加を促進するため、生涯を通じて学習できる機会を整えます。
- (2) 早期療育の充実
 - より身近な地域で障がいの早期発見、早期療育が可能となるよう早期療育体制の充実を図ります。
 - 発達障がいなど多様化する児童の障がいへの専門的な対応が可能となるよう、相談支援や職員研修の充実を図ります。
- (3) 幼児期等における共に育つ場及び機会の拡充
 - 幼児期等において、共に育つ場の機会を拡充するため、幼稚園、保育園及び放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ促進に努めます。
- (4) 学校教育の充実
 - 障がいの有無にかかわらず互いの個性を尊重し合いながら学んでいくことができるよう、障がいの状態に応じたさまざまな学びの場の確保に努めます。
 - 関係機関との連携強化や幼稚園、保育園、小・中学校及び高等学校のすべての教職員を対象とした研修の充実を図ります。
- (5) 特別支援学校の誘致
 - 民間の活力とノウハウを活用し、美作市の恵まれた自然環境の中で豊かな人間形成を図ることができるよう、特別支援学校を誘致するための調査研究を行う。
- (6) ユニバーサルデザイン教育の推進
 - 年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての児童・生徒にわかりやすいように工夫した教育環境の推進を図ります。
 - 障害者用トイレやスロープの設置、介助者などの人的配置などのバリアフリーの充実を図ります。
- (7) 学校卒業後の多様な進路の確保
 - 特別支援学校や高等学校などの就労指導・進路指導の充実に努めます。

(8) スポーツ・文化芸術活動の振興

- 障がい者がさまざまなスポーツや文化活動に参加できるよう活動機会の拡大を図ります。
- 「体育・スポーツ振興に関する協定」を締結している学校法人日本体育大学と連携し、障がい者スポーツの普及に努めます。
- 障がい者の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種スポーツ・レクレーション教室を開催します。
- 芸術性の高い障がい者の作品を評価・発掘するため、展示機会の充実を図ります。

(注22) 特別支援学校・・・障がいがあることにより、通常の学校における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもについて、一人一人の障がいの種類・程度等に応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている学校のこと。

(注23) 特別支援学級・・・障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもについて、一人一人の障がいの種類・程度等に応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている小学校・中学校の学級のこと。

5 雇用と就労の充実、経済的自立の支援

一般就労を希望する障がい者にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である障がい者には就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進します。あわせて、経済的負担の軽減等につながるよう、各種支援制度の周知を図ります。

このことにより、障がいのある人みんなが、地域で自立した生活を送ることができる共生社会の実現を目指します。

【現状と課題】

雇用や就業への支援は、障がい者が地域で自立した生活を送るための所得の確保や働くことによる生きがいづくりにつながることから、非常に重要な施策です。現状をみると、障がい者の就労意欲は高いものの就職状況は非常に厳しいものがあるほか、法定雇用率^(注24)に達していない企業も依然としてみられます。

平成25年4月から法定雇用率が引き上げられました。平成30年4月からは精神障がい者の雇用が義務化されることになっており、障がい者の就業促進がいっそう求められるようになってきています。

職場環境への適応が困難であったり、厳しい雇用環境に離職を余儀なくされたりする障がい者も少なくありません。こういった人たちへの再就職に向けた支援や雇用を継続するための支援も課題になっています。

【主要施策】

(1) 就労の推進

○国や県の雇用促進事業との連携をより密にし、雇用を促進するための啓発活動を進めます。

(2) 障がい者雇用の推進

○計画的な市職員採用選考試験の実施や多様な任用形態の活用により、民間企業に率先して障がい者雇用の推進を図ります。

○市内企業等における障がい者理解の促進を図るために、障がい者理解のための企業向け講座、研修を実施します。

○ハローワークと協力し、障がいのある方の個々のニーズに応じた個別的な求人開拓の実施やマンツーマンによる就職支援の実施など、きめ細やかなサービスの提供が可能となる支援体制を整備します。

(3) 就労機会の拡充と賃金工賃の引き上げ

○「優先調達推進法」の趣旨を踏まえ、市内における障がい者雇用を推進している企業や団体への支援や障がい者就労施設等の製品の販売支援のいっそくの推進を図ります。

○障がい者就労施設等の仕事の確保のため、障がい者就労施設への草取りや清掃作業、データ入力やシール貼りなど簡易作業の発注拡大を図ります。

(4) 福祉的就労^(注25)の場等の充実

○自立した生活に必要な経済的基盤の確保や働くことによる生きがいの創出を目的とした福祉的就労の場を等の充実を図ります。

(5) 就業の確保等の総合的な相談機能の拡充

○相談機能の充実を図ることで、就職を希望する特別支援学校卒業生や就労移行支援事業所の通所者等の就業を促進します

○地域で職業的な自立を目指す人についても、生活困窮者自立支援制度^(注26)などの他の制度を有効に利用し、就労に結びつけることとします。

(注24) 法定雇用率・・・身体障がい者及び知的障がい者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用雇用者の数に対する割合（障がい者雇用率）を設定し、事業主等に障がい者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するもの。

(注25) 福祉的就労・・・企業等に就職することが困難な障がいのある人が、障がいのある人を支援する施設や事業所等において生産活動を行うこと。

(注26) 生活困窮者自立支援制度・・・官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施するもの。

6 生活環境の整備

障がい者が安心して生活できる住宅の確保や、建築物、公共交通機関等のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化を促進します。このことにより、障がいのある人みんなの社会参加が促進され、誰もが快適で暮らしやすい生活環境が整った共生社会の実現を目指します。

【現状と課題】

障がい者のある人が社会参加する際のさまざまなニーズに対応していくには、長期的に段階を踏んだユニバーサルデザイン化を推進していく必要があります。

また、道路や建物等のハード整備だけでなく、外出に付き添う人などボランティア等の人的な援助体制も構築していくことが重要です。

このほか障がい者が地域で自立して生活できる多様な暮らしの場の確保も極めて重要な課題です。

【主要施策】

(1) 福祉環境整備の促進

- すべての人が建築物、道路、公園、公共交通機関等が利用しやすくなるよう都市環境の整備を促進します。
- 障がいのある子どもが安心して遊べる遊具等を設置した公園の整備を促進します。
- ハード整備だけでなく、人材育成やボランティア等による協力を促進し、人的支援体制づくりを推進します。

(2) 住宅・住環境の整備推進

- 市営住宅等公営住宅における住まいや生活の場の確保を図ります。
- 障がいのある方の賃貸住宅等への入居支援等、住宅の環境整備に関する相談・支援を実施します。

7 情報アクセシビリティの向上

情報通信の利用しやすさの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等を推進します。

のことにより、障がいのある人みんなが、容易に情報を手に入れたり、伝えたりすることができる共生社会の実現を目指します。

【現状と課題】

携帯電話やスマートフォン、パソコンなど、情報機器や情報伝達技術が日々進歩しています。このことにより、障がいの特性に応じた情報の収集や意思疎通の手段は極めて多様化しており、結果として障がい者の社会参加の可能性の幅が格段に広がってきています。こういったなかで、日々進歩する情報機器等の利用方法の習得等の支援が重要になってきています。

また、知的障がい者にとっての難しい語句の頻繁な使用、視覚障がい者のためのテキストデータが添付されていない図表など、情報の受け手側への配慮が足りないケースは極めて多いというのが実情であり、便利な機器はあっても障がい者の情報の取得の困難性はまったく改善されていないことも少なくありません。

こうした課題を解決していくために、情報の伝達や意思疎通に携わるすべての人たちの意識啓発など、一人ひとりの障がい特性に配慮したよりきめ細かい情報環境の整備が必要です。

【主要施策】

(1) 情報提供の充実

○市内の施設のバリアフリー情報を集約し、市のホームページ等を通じて継続的に情報提供します。

(2) 情報・意思疎通の支援の充実

○手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣事業の充実を図ります。

○知的障がい者や発達障がい者など意思疎通支援を必要とする障がい者への支援体制の充実を図ります。

○講習会等を開催し、情報の取得や意思疎通が困難な障がい者に対する理解の促進に努めます。

(3) 行政情報のユニバーサルデザイン化の推進

○市政に関する情報について、市のホームページ、広報紙などから障がいの有無にかかわらず情報を取得できるためのユニバーサルデザイン化を推進します。

8 安全・安心対策の推進

防災・防犯対策の推進や消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。このことにより、障がいのある人みんなが、安全・安心な地域社会の中で生活することができる共生社会の実現を目指します。

【現状と課題】

平成23年3月の東日本大震災では、非常に多くの命が失われました。そのなかでも、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に達したとの調査結果もあります。日本列島のいずれの地域でも相応の自然災害のリスクを抱えているというのが実情であり、本市においても万全な障がい者の安全・安心対策が求められています。

具体的には、障がい者の避難支援、安否確認等の仕組みや緊急情報の伝達方法、発災時の障がい者の安全確保、災害後の支援策等が課題であり、有効な方策を早急に検討していく必要があります。また、障がい者自らも災害時の支援が円滑に受けられるよう、日頃から孤立しないための取組みや隣近所との関係づくりが重要です。さらに、近年は複雑かつ巧妙化する詐欺等の消費者被害が増加しており、障がいの特性に応じた対応策が求められています。

【主要施策】

(1) 災害時の避難・救助体制等の充実

- 地震や風水害等の大規模災害に備え、地区社会福祉協議会が行う「おたがいさまネット事業^(注27)」や、企業や商店と結んでいる見守り協定等、日常的な見守り活動を充実させ、地域住民とともに支援体制づくりに努めます。
- 大規模災害時の避難所での障がい者理解のため、障がいがある方が参加する防災訓練を各地域にある福祉避難所を中心に実施します。

(2) 災害時の多様な情報伝達の実施

- 災害時において電子メール、防災無線、広報車など、さまざまな障がい特性に応じた情報伝達手段の多様化に努めます。

(3) 防犯教室等による啓発活動の実施

- 障がい者が振り込め詐欺などの消費者被害や街頭犯罪等の被害にあわないよう、講座やセミナー等による普及啓発活動を行います。

(注 27) おたがいさまネット事業・・・ひとり暮らし、高齢者・障がい者世帯など日常的に見守りが必要な世帯について、地域で話し合う「見守り会議」を開催し、見守りが必要な人のお宅に、地区住民の訪問員が定期的に訪問し、安否確認や簡単な困り

ごとをお手伝いする仕組み。

9 差別の解消及び権利擁護の推進

障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別の解消に取り組むとともに、障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待の防止等の障がい者の権利擁護のための取組みを推進します。このことにより、すべての市民が障がいがあってもなくてもわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、一人ひとりを大切にする共生社会の実現を目指します。

【現状と課題】

「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」は、障がい者が地域で安心して日常生活を営むための方向性を示しています。これらの法を踏まえた差別の解消及び、虐待の防止並びに成年後見制度の利用促進などの取組みを進めることが重要です。

【主要施策】

(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進

- 障害者差別解消法（平成28年4月施行）に規定される基本方針に基づき、法の趣旨・目的等に関する効果的な広報啓発活動、相談・紛争解決体制等の整備に取り組むとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。
- 改正障害者雇用促進法（平成28年4月施行）に基づき、障がい者と健常者との均等な機会及び待遇の確保並びに障がい者の有する能力が有効に發揮できるための取組みを促進します。

(2) 人権・権利を擁護するための仕組みづくり

- 権利擁護センターを設置し、相談体制等の充実により、障がい者虐待の防止や早期発見を図ります。
- 障がいのある人の人権・権利擁護を推進するため、関係機関や団体と連携しながら、専門家を招いて定期的に実施している「法律相談」、「司法書士相談」、「人権相談」等の相談体制の充実を図ります。
- 福祉サービス利用者等からの苦情について、関係機関と連携して「福祉サービス苦情解決委員会」等の苦情解決システムを活用することにより、福祉サービス利用者等の権利擁護及び福祉サービスの向上に努めます。
- 判断能力が十分でないため適切なサービスを利用することが困難な障がいのある人に対して、サービスの適切な選択・利用、日常的な金銭管理等を支

援するため、関係機関と連携して「日常生活自立支援事業（注28）」の普及啓発と利用促進を図ります。

○人権・権利擁護に対する市民の理解を深めるための講演会や講座などを実施します。

(3) 成年後見制度（注29）の周知・普及

○関係機関等と連携しながら、障がいのある人の人権や権利を擁護する成年後見制度の周知・普及を図ります。

(4) 市民後見人の育成支援

○市民後見人を確保できる体制を整備し、地域における市民後見人の活動を支援します。

（注28）日常生活自立支援事業・・・高齢、知的障がい、精神障がいにより、日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している方に福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書など大切な書類の預かり等、援助を行うもの。

（注29）成年後見制度・・・認知症、知的障がい、精神障がいにより、判断能力が不十分となつた人が、財産管理や契約で不利益をこうむったり、人間としての尊厳がそこなわれたりすることがないように、主に法律面で支援する制度。

10 行政サービス等における配慮

市職員等の障がい者理解の促進を図るとともに、障がい者がその権利を円滑に行使することができるよう、選挙等における配慮を行います。このことにより、障がいのある人みんなが、行政機関等による適切な配慮を受けることができる共生社会の実現を目指します。

【現状と課題】

平成26年1月に障害者権利条約が批准され、関連する国内法の整備も進む中で、我が国の障がい福祉施策は新たな展開を迎えており、市職員等への意識啓発が必要となっています。

市職員等に対し、障害者差別解消法の周知を図るとともに、研修や働きかけを行い、障がいや障がい者に対する理解と意識を高めていく必要があります。また、選挙は民主主義の根幹を成すものであり、有権者が政治に参加することのできる最も重要かつ基本的な機会であり、障がい者が自らの意思を政治に反映させることができるために環境整備は急務と言えます。

【主要施策】

- (1) 市役所における配慮及び障がい者理解の促進
 - 市役所における事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法（平成28年4月施行）に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。
 - 市職員等の障がい者に関する理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障がい者への配慮の徹底を図ります。
- (2) 選挙における配慮
 - 投票所の段差解消等の投票環境の向上に努めます。

第4章 施策の推進体制

1 推進体制と連携強化

美作市障がい者計画を着実に実施するためには、国・県・近隣市町村などの広域にわたる福祉行政及び地域住民・障がいがある人の団体・社会福祉協議会・障がい福祉サービス事業者など、社会の全ての構成員が連携をとりながら、それぞれの役割分担と責任を明確にし、福祉施策を推進しなければなりません。

障がいのある人が地域社会の中で自立して生活できるよう、地域社会全体で支える体制づくりが求められています。

美作市では、障害者地域活動支援センター「なごみ」を設置し、障がいのある人のニーズの把握、ボランティアなどの福祉に熱意のある人材の育成及び活用、地域住人の福祉に対する意識の向上などを図り、福祉施策の充実に努めています。

また、障がい福祉行政を推進するためには、障がい福祉担当課と関係各課が一層緊密に連携して府内の推進体制を確立する必要があります。

障がいのある人を支援するには、多種多様な福祉サービスの提供が不可欠となります。各サービスの利用者数が少ないために、同一箇所での利用が困難な場合があります。そこで、広域的に取り組む必要がある障害がい福祉サービスの提供は、国・県及び近隣市町村との連携強化が必要となります。

以上のこと踏まえ、「美作市地域包括ケアシステム（障がい者版）」（構想図33 ページ参照）を確立させ、地域と行政、専門的機関等をつなげ、支援を必要とする人の早期発見、早期対応ができるような体制づくりを目指します。

2 広報・啓発活動の推進

障がいのある人が住み慣れた地域で普通に暮らしていくために、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深める広報・啓発活動、障がい及び障が

い者理解のための取組み、ボランティア活動等の推進のための取組みを、行政、社会福祉協議会、企業、NPO 等と連携して推進します。

3 進捗状況の管理及び評価

事業や取組みの進捗状況については、障害者基本法第 36 条第 4 項の規定に基づく合議制の機関である「美作市障がい者計画推進連絡会議」において、本計画の実施状況を 1 年に 1 回点検し、障がい者施策や関連施策の動向を踏まえながら、第 2 次計画の中間評価を行い、必要があるときは計画の変更や見直し等の措置を講じることとします。

また、本計画の推進は、「勝英地域自立支援協議会」や市内の障がい児・者当事者の会、家族会と連携し、障がい者の実態や意見も把握しながら行います。

美作市地域包括ケアシステム構想図 (障がい者版)

(権利擁護のしくみも含めて)

